

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 8月12日

【会社名】 北海道電力株式会社

【英訳名】 Hokkaido Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤井 裕

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通東 1丁目 2番地

【電話番号】 011(251)1111

【事務連絡者氏名】 秘書室秘書グループ グループリーダー 友田 晃二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1丁目 6番 5号
北海道電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03(3217)0861

【事務連絡者氏名】 総務グループ グループリーダー 安孫子 尚人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 164,481,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南 1条西 5丁目14番地の 1)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2021年8月12日付で四半期報告書を提出したことに伴い、2021年7月30日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加及び、当該有価証券届出書の添付書類である「2022年3月期第1四半期(2021年4月1日から2021年6月30日まで)の業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

添付書類の削除

「2022年3月期第1四半期(2021年4月1日から2021年6月30日まで)の業績の概要」を削除しております。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期(自2020年4月1日 至2021年3月31日) 2021年6月28日 関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年7月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2021年6月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第97期事業年度)(以下「有価証券報告書」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年7月30日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期(自2020年4月1日 至2021年3月31日) 2021年6月28日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第1四半期(自2021年4月1日 至2021年6月30日) 2021年8月12日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年8月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2021年6月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第97期事業年度)及び四半期報告書(第98期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年8月12日)までの間に生じた変更は、以下のとおりです。

なお、記載した将来に関する事項については、当四半期報告書提出日現在において判断したものです。(以下の見出しに付された項目番号は、有価証券報告書(第97期事業年度)に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。)

(1) 原子力発電の状況

泊発電所の安全確保を経営の最重要課題と位置づけ、社長のトップマネジメントのもと、「安全性向上計画」に基づき、安全性のより一層の向上に取り組んでいる。具体的には、原子力発電所の新規規制基準への適合はもとよりさらなる安全性・信頼性向上に向けた安全対策工事や、重大事故などを想定した原子力防災訓練の実施など、安全対策の多様化や重大事故等対応体制の強化・充実に取り組んでいる。また、新規規制基準の施行を受け、原子炉設置変更許可申請などを提出し、適合性審査への対応に取り組んでおり、本年7月には「発電所敷地内断層の活動性評価」について「概ね妥当な検討がなされた」との評価をいただいた。引き続き、「積丹半島北西沖の断層による地震動評価」「日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価」「火山活動の可能性評価、降下火砕物の層厚の再評価」「地震による防潮堤地盤の液状化の影響評価」「津波により防波堤が損傷した場合の発電所設備への影響評価」などへの対応を進めている。

しかしながら、今後の審査の状況などによって泊発電所の停止がさらに長期化し燃料費の増大が続く場合などには、業績に影響が及ぶ可能性がある。